

休眠預金等活用法における異動事由の変更に関するお知らせ

お客さま各位

川崎信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由につきまして、令和 7 年 1 月のシステム移行に伴い、一部事由の取消申請を行い、申請のとおり取り消されましたのでお知らせいたします。

【 認可事由 】

変更前 (令和 6 年 12 月 30 日まで適用されます。)	変更後 (令和 7 年 1 月 4 日から適用されます。)
①預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含む）、記帳、繰越 ②預金者等による残高の確認の求め（当金庫が把握できる方法に限る） ア. 「残高照会」と「取引履歴表示」の取引（A T M(当金庫、他行)で平成 30 年 1 月 4 日以降のもの、インターネットバンキング・ファームバンキングの操作によるものは平成 31 年 4 月 15 日以降のものに限る。） <u>イ. 残高証明書発行。ただし、本部自動継続発行を除き、平成 31 年 4 月 15 日以降のものに限る。</u> ③預金者等の申出による契約内容、顧客情報の変更（当金庫が把握できる方法に限る） ア. <u>キャッシュカードの暗証番号変更</u> イ. A T Mの利用限度額変更（支払、振込、振替） ウ. A T Mの取引範囲変更（利用店舗の範囲、デビットカード取引の制限） エ. 口座種類の変更（一般型普通預金 ⇄ 無利息型普通預金の変更等） オ. キャッシュカードの発行（再発行を含む） カ. 方式変更（通帳式 ⇄ 証書式の変更等） キ. 総合口座への組入・組入解除（総合口座定期預金 ⇄ 一般の定期預金の変更） ク. 口座の移管（お取引店の変更等）	①預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行を含む）、記帳、繰越 ②預金者等による残高の確認の求め（当金庫が把握できる方法に限る） ア. 「残高照会」と「取引履歴表示」の取引（当金庫 A T Mで平成 30 年 1 月 4 日以降のものに限る。） ③預金者等の申出による契約内容、顧客情報の変更（当金庫が把握できる方法に限る） ア. A T Mのキャッシュカード暗証番号変更 イ. A T Mの利用限度額変更（支払、振込、振替） ウ. A T Mの取引範囲変更（利用店舗の範囲、デビットカード取引の制限） エ. 口座種類の変更（一般型普通預金 ⇄ 無利息型普通預金の変更等） オ. キャッシュカードの発行（再発行を含む） カ. 方式変更（通帳式 ⇄ 証書式の変更等） キ. 総合口座への組入・組入解除（総合口座定期預金 ⇄ 一般の定期預金の変更） ク. 口座の移管（お取引店の変更等）

ケ．別紙１に記載の顧客情報の変更取引 コ．別紙２に記載の顧客情報の変更取引 ※上記ア～ウは当金庫のＡＴＭでの操作、<u>当金庫の端末での変更によるものに限る。</u> ※上記ア～クは平成３０年１月４日以降のものに限る。 ※上記ケは平成３１年４月１５日以降のものに限る。 ※上記コは令和５年１０月１日以降のものに限る。 ④預金者等による口座の融資返済口座に利用する申出（当金庫が把握できる方法に限る） 預金者等による預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録及び借入金の完済に伴う取消し。ただし、割引手形、債務保証、当座貸越（一般・総合口座）、総合口座カードローンについては、口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録は除く。 ※一般カードローンの自動更新による最終期限日の更新は除く。 ⑤総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について上記（１）及び①～④に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。	ケ．別紙１に記載の顧客情報の変更取引 コ．別紙２に記載の顧客情報の変更取引 ※上記ア～ウは当金庫のＡＴＭでの操作による変更に限る。 ※上記ア～クは平成３０年１月４日以降のものに限る。 ※上記ケは平成３１年４月１５日以降のものに限る。 ※上記コは令和５年１０月１日以降のものに限る。 ④預金者等による口座の融資返済口座に利用する申出（当金庫が把握できる方法に限る） 預金者等による預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録及び借入金の完済に伴う取消し。ただし、割引手形、債務保証、当座貸越（一般・総合口座）、総合口座カードローンについては、口座を借入金の返済に利用する旨の申出による登録は除く。 ※一般カードローンの自動更新による最終期限日の更新は除く。 ⑤総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について上記（１）及び①～④に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。
---	---

別紙 1 【顧客情報の変更取引】

変更前 (令和 6 年 12 月 30 日まで適用されます。)		変更後 (令和 7 年 1 月 4 日から適用されます。)	
顧客情報の変更取引名	備考	顧客情報の変更取引名	備考
顧客一括移管予約登録		顧客項目登録	
顧客項目登録		氏名・住所変更	
氏名・住所変更		でんさい契約	
残高証明書発行および継続発行登録			
顧客受管			
顧客一括端末再受管			
顧客カナ住所登録			
でんさい契約			
法人番号登録・取消			
個人番号登録・取消			
出資加入申込登録／取消			
出資配当金支払／訂正			
出資脱退金支払／訂正			
出資脱退申込登録／取消	除名は除く		
出資移管予約／取消			
出資顧客番号変更			
出資証券分割			
出資証券併合			
手数料口座引落停止登録			
手数料減免扱い登録			
手数料移管予約			
手数料顧客番号変更			
債券購入申込			
債券買取			
債券入庫設定			
債券特定口座情報設定			

以上